

(参考)

1 都市再生特別措置法

平成14年4月、当時の急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分対応できたものとなっていないことに鑑み、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、新たに制定された。

東日本大震災発生時、首都圏のターミナル周辺に多くの避難者・帰宅困難者が集中し、大混乱が起きたことを踏まえ、官民の連携によるハード・ソフト両面にわたる都市の安全確保策が必要であるとして、都市再生安全確保制度を盛り込んだ改正法が平成24年7月に施行される。

都市再生特別措置法に基づく特例制度等

都市再生安全確保計画制度の創設

都市再生緊急整備地域(全国63地域を指定)の協議会(国、関係地方公共団体、都市開発事業者、公共公益施設管理者等(鉄道事業者、大規模ビルの所有者、テナント等を追加)からなる官民協議会)が、大規模な地震の発生に備え、

- 避難経路、避難施設、備蓄倉庫等(都市再生安全確保施設)の整備・管理
- 退避施設への誘導、災害情報・運行再開見込み等の交通情報の提供、備蓄物資の提供、避難訓練等について定めた計画(都市再生安全確保計画)を作成できることとする。

計画に記載された事業等の実施主体は、計画に従って事業等を実施。

都市再生緊急整備地域に係る優遇措置

- 都市再生特別地区として、既に都市計画として定められている用途地域等の規制に代わり、誘導すべき用途、容積率等を都市計画として決定できる。
- 地域内で一定規模(0.5ha以上)以上の都市再生事業を行おうとする民間事業者等は、都市計画決定を提案できる。
- 公共施設等の整備など優良な開発に係る金融支援や所得税・法人税等の税制特例などの支援を受けることができる。

都市再生安全確保計画制度に係る特例措置

- 建築ストック再編を促進するための手続の一体処理
- 備蓄等の促進を図るための容積率規制の緩和
- 事業のスピードを図るための都市公園の占用許可手続の迅速化
- 各種取組への国庫補助

2 都市再生緊急整備地域

都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として、平成14年7月24日の第1次指定から、平成24年1月25日の指定までに、全国で63地域が指定されている。

なお、本市においては、平成14年10月25日の第2次指定により、次の3地域が、都市再生緊急整備地域に指定された。

- ・ 京都駅南地域
- ・ 京都南部油小路沿道地域
- ・ 京都久世高田・向日寺戸地域